午前九時〇〇分開議

○議長(鈴川基次君) おはようございます。ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の順序は、お手元に配付のとおりです。

2番、繁田議員の質問を許します。2番 繁田議員。

○2番(繁田拓治君) おはようございます。

議長の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。

3点について質問をしたいと思います。

まず、1番目、大賀ハスの保全についてお尋ねいたします。

大賀ハスについては、美浜町のシンボル的存在になっていると言っても過言ではないと思います。12月議会でも質問をしましたが、この池で続けてハスを保存していくのであれば、池の中にハスを見る橋、桟橋をつけてはどうかという前向きな意見が持ち上がっております。この蓮池については、以前に、維持していくのが大変であるし、いろんな理由から移転の話が持ち上がったことがあります。国民宿舎も閉めるのではということも聞いています。三尾だけではなく、町の観光資源が衰退していくようで寂しく思います。何とかこの蓮池を持ちこたえていきたい思いでいっぱいであります。

前回の答弁の中でも、「その時々の状況を鑑みた上で検討したい」ということでありました。教育委員会のほうに材料費の請求が来ていると思います。単年度予算で計上していただきたい。

〇議長(鈴川基次君) 町長。

〇町長(森下誠史君) おはようございます。繁田議員の1点目、大賀ハスの保全、桟橋の材料費についてお答えしたいと思います。

大賀ハスにつきましては、保存会の方々のご尽力により歴々と維持管理されていることに対し、日々感謝しております。また、保存会の方々の蓮池の維持管理に対する労力及び 負担については、以前から相応の認識をしているつもりでございます。

さて、議員がご指摘の桟橋設置の補助については、町と大賀ハスとの歴史的・文化的経緯を尊重するという観点からは、町として補助を検討していきたいと考えます。

〇議長(鈴川基次君) 教育長。

〇教育長(古屋修君) おはようございます。繁田議員のご質問にお答えをいたします。

桟橋の設置につきましては、大賀ハスの保存会より教育委員会宛てに要望書が提出されたことを受け、平成27年1月に定例教育委員会において協議をいたしました。その中では、大賀ハスについて観蓮会の継続的な開催など、長年にわたり町が丁寧に扱ってきているという歴史的・文化的価値、また、今後における美浜町の観光等に資する可能性を鑑みた広報媒体的価値について評価する意見が出されております。最終的には、大賀ハスの過

去から未来にわたる町への貢献度及びその可能性に鑑み、一定の支援を行っていくことが 適切であるとの結論に至りました。よって、桟橋の設置に関して支援を進めていく必要性 があると考えてございます。

以上です。

〇議長(鈴川基次君) 2番 繁田議員。

○2番(繁田拓治君) 今も申しましたが、国民宿舎も現在閉鎖されていると聞きます。 その近辺に資料館等の施設もあります。近くにキャンプ場もあり、国民宿舎の風呂を利用 していたと思います。また、桜の花の咲くころには桜祭りがあり、餅まきでにぎわってお りました。灯台は以前から使用しておらず、南海バスも今は上がってきておりません。三 尾の観光資源がなくなり、ますます寂れていくようで寂しい。蓮池だけでも維持していけ たらと考えておりました。桟橋のつける費用は会員を増やして資金を得ればいいのではと 思われますが、実際のところ会員も高齢化をしてきて、周りの雑木等の剪定や草刈りをし たり、また池の中の雑草を引いたり、肥料をやったりするので精いっぱいの状態でありま す。桟橋の材料費だけでも出していただければ有志の方で何とか建設できるということで ありましたので、非常にありがたい話であると思います。よろしくお願いします。

1点目は以上です。

2点目、県道拡幅工事についてお尋ねいたします。

中央公民館付近から北に向かって県道御坊由良線の拡幅工事が、平成17年より2億65,000千円の予算で施工され、現在、一部(約100m)を残したままで終了しております。この残った部分について、暗礁に乗り上げ、工事がストップしております。この道路は、国道42号線の代替迂回路にも指定されております。平成25年9月と12月議会でも質問させていただきました。

新聞記事を見て知事も早期解決を望んでいると聞きます。普段の通行にも支障を来している上、危険な状態のままであります。近隣の住民も大変困っているとともに、いつ重大事故が起きるかわからない恐怖にさらされております。この間、2件の事故も起きております。区長会との懇談会や、町政懇談会でも指摘されておりました。

平成25年12月4日に、西中自治会から知事宛てに区の要望書を提出しました。内容は、話し合いによる対応だけではなく、早期完成に向け、あらゆる手段、方法の検討をお願いしたいとのことでありました。県は、土地収用法も視野に入れ、適用できるか研究をしたいとのことで、その回答を待っておりました。先般、2月18日に、土地収用法の規定による事業認定を受けるに当たっての説明会が開催されました。この会で、平成28年3月末に完成予定であると聞かされ、正直びつくりしました。

そこでお尋ねいたします。その後の進捗状況をお聞かせください。

まず1つ目、平成28年3月末をもって完成予定と県は明言しました。そのことについて町としての見解は。

2つ目、来年3月末までのハードランニング(土地収用法の適用)とソフトランニング

(地権者との話し合い) についてお聞かせください。 以上。

〇議長(鈴川基次君) 町長。

〇町長(森下誠史君) 繁田議員の2点目、県道拡幅工事について、その進捗状況についてお答えしたいと思います。

1点目、完成は平成28年3月末と明言しましたが、町の見解は。そして2点目が、土地収用法の適用、地権者との話し合いはでございますが、一括してお答えしたいと思います。

現在、県道御坊由良線の一部が事業未完成であり、付近住民の方並びに町民の皆様方には大変ご迷惑をおかけしているところでございますが、先月18日に県による県道未完成部分の事業説明会がございました。その説明の中で、確かに完成は最短で平成27年度末であるとの説明であったと聞いているところでございます。また、もちろん地権者との話し合いがうまくいくことを願ってはいますが、話し合いがまとまらなかった場合には土地収用法の適用も含んだ事業認定となるものと聞いているところでございます。実際のところ、日程的なものを後日県と協議した中では、この事業についての国交省への申請は4月初旬となり、国の認可は早くて7月になります。また、地権者との話し合いがつかなかった場合は、認可の1年以内に県の収用委員会で採択していただき、地権者との間で問題となっている箇所の現場着手となります。

町の見解といたしましては、そういった日程から考察いたしますと、7月に事業認可をいただき、直ちに収用委員会の手続をすることになれば3月末完成は決して無理ではないものと思っていますが、収用委員会への手続をいつするのかにもよるところがございます。収用委員会での採択には約半年を要すると聞いておりますので、若干平成28年度へかかってしまうことも十分考えられるのではないかと思っているところでございます。

〇議長(鈴川基次君) 2番 繁田議員。

○2番(繁田拓治君) それでは、この収用法、ハードの部分ですけれども、それとソフト面の話し合い、並行して進めていくことになると思うんですが、話し合いについては今までもずっともう長らく続いて決裂をしておるわけでありますけれども、そしたら、来年28年3月末完成予定というのを、私もこの会に参加をしておりまして、課長も見えておられたと思います。そこで再確認もしました。そのときにも、やはり3月末までは絶対完成させると、こういうことであったわけです。そこで、3月末から逆算をしてみますと、工事期間はどれぐらいを予定しておるのか。3月末に完成をするならば、その工事期間。それで、今言われたように、この収用法適用に当たって国交省への認可を得るための資料を提出することになろうかと思います。これは今聞いたように4月初旬、早くて7月末までに出るであろうということであります。しかし、今聞いていますと、それがうまく地権者との話し合いがいかなかった場合に収用委員会を開いたとしても半年かかるということになりますので、これは7月に認可が一応下りたとして、それから半年かけたら年越しま

すので、工事期間というのはちょっとどうかなという感じがいたします。

それ一つと、それから、話し合いでもう今までどおりずっとこう来ておるわけなんですが、この話し合いの最終期限というのはいつごろになっておるんかなと。これは話し合い決裂した場合、認可の1年以内に県の収用委員会で今言ったような採択をするということであるんですが、それをひとつわかっている範囲で説明していただいて、もしわからなかったら県へも要求をしていただきたいと思うんですが、いかがですか。

〇議長(鈴川基次君) 産業建設課長。

○産業建設課長(松下太一君) 繁田議員にお答えいたします。

認可をとって、収用委員会半年ということでございます。その事業認可が7月ごろに早くて下りるやろうということで聞いております。それで、7月末に下りますと8月ということになります。8月からすぐに収用委員会をかけますと、大体1月中に収用委員会の採択が下るという計算になってきてございます。それで、この前の事業説明会では振興局の道路課長のほうから3月末に完成したいんやということで聞いております。それで最短ということでございまして、収用委員会へ採択の申請を出している、その期間中に違うところ、今問題になっていないところ、地権者との話ができていないところから少しずつかかっていけば採択が下りて、1月に下りて、あと2カ月の間で問題になっている箇所が工事、何とか2カ月でできるんじゃないかという、最短の計算で道路課長は申し上げたと、後でいろいろ話し合いの中ではそういうふうに聞いておるところでございます。

そして、いつまでその話し合いをしているんだということでございますけれども、県に言わせますと、もう今まで話し合いはしてきたと。それで、もういつまでもだらだらしている気はないと、もうはっきり聞いております。それで、もう私どもとしましては、この7月に事業認可いただきましたら、もうそのいただいたらすぐにでも収用委員会のほうへかけていただけるものと思っているところでございます。

〇議長(鈴川基次君) 2番 繁田議員。

○2番(繁田拓治君) そしたら、えらい失礼な話ですけれども、行政というのはこういうんで引き延ばすことが多々あるかと思うんです。例えば、国交省の認可が下りるのにいつまで予定しておったんやけれども、それがうまくいかなかったとか、また話し合いでちょっと見通しが立ったんでそっちのほうへ進んでいったら、それもうまくいかなかって結果的に遅れたということになりかねんと思いますので、私も再確認したところ、明言をしたわけでありますから、そこらは県のほうへ要求をしていただきたいと思います。

我々は早期解決を望んでおるわけでありますけれども、これは最終的な結論としまして、 決裂した場合に土地収用法を適用していくわけなんです。収用法と言うたら格好ええです けれども、強制執行なんですわ。ですから、あくまで我々は地権者との円満解決というの を望んでおるわけなんです。私も何回も足を運んでなにするんですが、なかなか話になら んところもありますけれども、そういう希望であります。

ですから、県は明言しましたので、来年3月末までできるかどうかにつきまして県のほ

うに強く要望していただきたいと。よろしくお願いします。これでそしたら2点目終わります。

〇議長(鈴川基次君) はい。

〇2番(繁田拓治君) 3点目、質問します。

市立中学1年生の男子生徒が殺害された事件につきお尋ねいたします。

川崎市の多摩川河川敷で川崎市立中学1年の男子生徒(13歳)が殺害された事件を受け、日本国中に大きな衝撃が走りました。リーダー格の18歳の少年と、2人の17歳の少年が逮捕されました。文部科学省では、川崎市役所を訪れ、市長や教育長らに正確な事実確認や外部有識者を交えた検証を行うよう要請したと報じられていました。大臣は、子どもたちの生命を大人としてどう守ることができるかが肝要だと強調されておりました。

少年事件は統計で総数では減ってきていると言われていますが、このような凶悪な事件がたびたび起こります。そのたびに文科省から都道府県教委に、県から地教委に、そこから各学校現場へと通達が下りてまいります。教育現場では、文書で結果報告をしたりで大変であります。今回の事件を受けて、いろんな取り組みがなされております。

そこで、3点質問させていただきます。

まず1点目、この事件でライン、スマホのラインですが、ラインが与えた影響についているんなところで議論になっていますが、どう考えますか。

2つ目、子どもの貧困について。貧困については、いずれの子どもたちも貧しい家庭環境で育ったと言われております。

3つ目、心の教育について。

以上3点、よろしくお願いします。

- 〇議長(鈴川基次君) 教育長。
- ○教育長(古屋修君) ただいまの繁田議員のご質問にお答えをいたします。

神奈川県の中学1年生の男子生徒が多摩川で殺害された事件につきましては、現在捜査中のものでありますので軽々に意見を挟むことは控えたいと思いますが、被害者も加害者も、家庭的には決して恵まれたとは言えない環境の中に置かれた子どもたちであるということだそうです。そうした子どもたちによる少年グループの中でのトラブル等による出来事であろうと思われますが、多くの方々が言われていますように、それまでにどこかでストップをかけられなかったのだろうかと悔やまれる事件であると感じております。

ご質問の1点目、ラインが与えた影響についてですが、今回のこの事件にかかわっても勝手な意見がさまざまにネット上を飛び回っている状況です。今、ネット上ではいわゆるSNSが非常に普及しています。携帯電話やスマートフォンなどで簡単に接触できるものであり、特にラインについてはネットパトロールにも引っかからないものだということで非常に扱いにくいものだと聞いています。人との交流が盛んになるというよい反面、さまざまなトラブルの根源になっているところかと考えます。今年度、小学校で開催いたしました共育ミニ集会でもこうした内容を取り上げ、保護者に啓発をしていますし、中学校に

おいても専門家を招いて正しい扱い方を子どもたちに指導いたしております。

2点目の子どもの貧困についてでございます。

親のさまざまな要因によって家庭が経済的に困窮している状況を指しているものと理解をしております。内閣府発行の平成26年度版子ども・若者白書によると、相対的に子どもの貧困率はやや上昇傾向にあると掲載されておりました。経済的理由により就学が困難と認められる子どもたちに対しては就学援助の制度もあり、ご承知のとおり本町でも対応しているところでございます。

次に、3点目の心の教育についてです。

学校教育の中では、主として道徳教育の中で心の教育を行っております。道徳教育は、年間35時間、週1時間の割で道徳の時間の枠があり、加えて、日常の教育活動全般を通じて道徳的な心情や実践力を養うようになってございます。週1時間の道徳の時間は、学習指導要領によってその内容が示されており、それぞれの学校では各学年の子どもたちの実態に合わせて年間指導計画を作成し、実施しているところでございます。豊かな心を持った人間を育てる教育活動として、道徳教育は非常に大切なものであると認識してございます。

以上です。

〇議長(鈴川基次君) 2番 繁田議員。

〇2番(繁田拓治君) 一問一答で再質問2回ということでありますので、3つ質問させていただいておりますので、各2回ずつ質問させていただきます。

まず、ライン、スマートフォンにおけるラインですけれども、このラインというのは、子どもたちは友人と繋がっていながら信用していない現実があると言われております。先日もラジオ番組をちょっと、特別番組で聞いておったわけなんですけれども、この中で、困ったときに誰に相談するかアンケートをとったと。そしたら、圧倒的に親が多くなってきていると。中でも母親に相談するケースが多くなってきておると。今までですと、余り親に頼らず、友人とか学校の先生であるとか、そういったような人に相談をしておったわけでありますけれども、最近は友人との繋がりで漏れてしまう危険があると。そういうことで余り頼らない、ラインがあるのに友人には頼らないというねじれ現象が起こってきていると、そういうふうなことも言われておりました。

そこで、ラインのルールづくりが必要ではないかと思われるんでありますが、十六、七年ぐらい前には、携帯の問題で学校でもそういう問題が発生したと思われます。そのときは持たすか持たさんかといったような問題だったかと、このように記憶しております。それから、10年ほど前には、今度はメールの問題があって、いろんなことをメールをそこらへ送りつけられたり、学校のパソコンの中へ打ち込まれたりとか、いろいろ問題がありましたけれども。それで今は、ラインはグループで繋がっていて、すぐ返事をしないと仲間から外されるというんか、そういう危険とか、子どもたちにとっては恐怖があるみたいであります。そういった意味でラインは質を変えたと言わざるを得んと思います。

ここで、こういったデータがあるんですが、これも評論家の尾木直樹さんというんかな、そういう方が言っておられたんですけれども、大学生に聞くと、高校時代はなくて良かったと。高校生に聞きますと、中学時代はなくて良かったと。そういう煩わしい問題に触れなくて良かったという意味だと思うんですけれども、それぐらい大変な今プレッシャーになってきておると、子どもたちは。見ていないと仲間に外されたりしますし、それで見ておると。中には、もう日に15時間以上ぐらい見ている者、それが1割未満、大体、ここで言っておったんですが、9.7%ぐらいおるんやないかと。それで、依存症になっている、見やなんだら心悪いと、そういうふうな依存症になっているというのが大体6割ぐらいあると。そこで、9.7%ぐらいの15時間以上見るような者に対しては、何か治療というんか、そういうものが必要ではないかと言われておるんです。そういう状況にあるにもかかわらず、周りの我々大人は割とのんびりしておるし、それが学校生活に影響を及ぼした例とか、いろいろトラブル、そういったものがいっぱい出てきておるというんですけれども、そういったような状況に我が町ではあるというふうなことを聞いておりませんか。

〇議長(鈴川基次君) 教育長。

○教育長(古屋修君) 議員ご指摘のとおり、いわゆるそこから外れられないというふうな状態になってしまっているという噂は聞いております。私自身、フェイスブックもラインも何もしませんので、そこらの心情というのはよくわからないんですけれども、子どもたちの中にはスマートフォンを布団の中へ持ち込んで、そしてやっているというふうな噂は聞いたことはありますが、全部が全部じゃないと思います。ただ、美浜町の子どもたちについてはどうかというふうに聞かれたら、今のところ答えることはできません。というのは、27年度で一度、小学生、中学生全体を通じて、いわゆる保有状況であったり使用状況であったりというあたりのアンケート調査をしてみようかなということで今、相談をしているところです。いずれまたご報告する機会もあろうかと思いますが、そういう状況であります。

○議長(鈴川基次君) 2番 繁田議員。3回目の質問です。

〇2番(繁田拓治君) 2回しか質問できんので、ちょっといろいろ言いますけれども。 このラインでありますけれども、子どもたちの人間関係がここ10年ほどでかなり変わ

ってきておるんじゃないかと。以前であれば、クラス、学級とか部活といった、そういったような制度の中で人間関係というのが決まってくる割合が、随分そういうのはもう関係なくなってきておるそうだと、流動化というんですか、そういうのが進んできておると思われます。

この回答の中でSNSというのが出ておるんですけれども、このSNSというのは個人同士のコミュニティーを容易に構築できる場を提供しているソーシャル・ネットワーキング・サービスというんですか、そういうものらしいですが、これはこういったラインを中心とするSNSで自分の知らないところで悪口を書かれたり、要するに誹謗中傷されたりしておるわけなんですけれども、これは学校ではにこにこしていて、さも仲のよい友達の

ように振る舞っていながら陰でそういうことをされたりとか、そういったようなことで、 子どもたちは非常に友達関係というのは薄くなってきておるんじゃないかと。さっきも言 いましたように、相談するのは親にする場合が多くなってきたというのも一つの例かと思 われますけれども。

これだけ広まってきたものを取り上げてしまうというわけにもいきませんし、これは活用次第では物すごくいいものでありますから、ですが、悪影響を及ぼす、今回の事件でもそうでありましたけれども、そういう危険性があると。大人から見て、どういう交友関係にあるのか、今は物すごく見えにくくなってきておると。だから、今の回答にもありましたように、どこかでストップをかけられなかったのかと悔やまれる事件であったということになるわけでありますけれども、事件に気づくのが遅くなってきていると、他人ごとではないというふうな気もいたしますけれども。そして、今、教育長もラインというのは余り知らないと、私も同じですけれども、高度で複雑怪奇でありますわね。ラインを否定するものではありませんけれども、子どもの感覚を麻痺させていると、繋がっていると思い込ませていると、そういうふうなことで、なぜ子どもたちはこれにのめり込むのかと。学業にも大変影響を及ぼしておるわけだと思いますけれども。

そこで、大人社会の側からルールづくりが必要であろうと思われるわけでありますが、 今も答弁の中でありましたように、小学校でも中学校でも共育ミニ集会であるとか、中学 校でも専門家を交えてとかいうのを聞かせていただきましたけれども、子どもたちの置か れた環境を包み込むというんか、そういうことが大事ではなかろうかと思われます。

そこで、アンケートをとるということでありますけれども、大人もわかるようなルールづくりが必要になってきておると思われるんです。我々わからないところでそういうことが広まっておるわけなんです。そこら辺も含めて、今後の取り組みについてもう一回、アンケートもされると聞きましたけれども、お聞きいたします。

〇議長(鈴川基次君) 教育長。

○教育長(古屋修君) ルールづくりにつきましては、もちろん学校から保護者に対して 啓発という形でのお話というのはできるかと思いますが、細かな中身のことにつきまして はやはり家庭の問題であろうかと私は思います。学校でこうしなさいというべきものでも ないというふうに考えています。ただ、保護者に対して、先ほど言いましたように、こう あるべきではないだろうかという啓発はしていきたい、このようには思いますが、細かな 部分は保護者が家庭で子どもと話し合って、その中でルールをつくっていくと。子どもも 納得した上でルールをつくっていかなければ、隠れてという悪い状況になってこようかと 思いますので、そういった方向に進んでいければいいかなと、このように今のところ思っ ております。

〇議長(鈴川基次君) そしたら次。

〇2番(繁田拓治君) そしたら2つ目の質問をいたします。

子どもの貧困についてでありますけれども、これが今、大きな社会問題となっているよ

うでありますが、大変これも難しい問題でもあり、複雑であると思われます。回答書にも ありますが、実は増加傾向にあると。これは文科省のデータにもそう載っておりましたけ れども、町はそれに対応して就学援助制度の対応もとっておるということであります。

これは、見てみますと、国民所得の半分に満たない世帯で暮らしている者については、こういう文科省のデータでありますが、24年度の統計で大体6人に1人、300万人ぐらいいるんじゃなかろうかと、こう言われております。これは学校の現場の先生から見ているとよくわかるわけなんでありますが、しかし、最近家庭訪問とかそういったもの、行き来というのが少なくなってきておるんじゃなかろうかと思われます。それと、親のほうも個人情報の関係で知られたくない部分がありまして、それも学校側はなかなかわかりにくいと。気づきにくい、遅れてくるということになろうかと思います。これは貧困の問題だけではなく、子どもたちにとりましては意欲とかもっと大切な学力に影響されてくると言われております。昔のように仲よくみんなで取り組むとか、そういったような学校風景、教師にとってもやりにくい状況があらわれてきつつあると。それで貧困が子どもに与える影響というのがありまして、貧困から子どもを守るにはどんなにしたらええんかというのも、我々、これは大人も含めてのことになってきますので、非常に難しい問題であろうかと思われますけれども、そこら辺でちょっと教育長のご意見をお聞かせいただけますか。

○議長(鈴川基次君) ちょっと待ってください。繁田議員、そしたらもう次の3点目の心の教育についてと一緒に質問してください。

- ○2番(繁田拓治君) それはそれでまた。
- ○議長(鈴川基次君) いや、もう3回となっているんで。
- 〇2番(繁田拓治君) 1問ずつ3回。
- **〇議長(鈴川基次君)** 大きな項目でなっているんで、今言うたように、細こう切って3回という方法もあるんですけれども、一応大きな枠の中で3回となっているんで。
- ○2番(繁田拓治君) ああ、そうですか。
- ○議長(鈴川基次君) はい。もう3点目も一緒にしてください。今もうしてください。 今、続いて。
- ○2番(繁田拓治君) 続いて。今の質問とは別に。
- **〇議長(鈴川基次君)** 別に。3点目の心の教育についても一緒にしてください。
- ○2番(繁田拓治君) 心の教育も含めて。もう最後ということで。
- ○議長(鈴川基次君) うん、そう。もう3回目となっているんで、一応、はい。
- ○2番(繁田拓治君) ああ、そうですか。3つ質問あるので、いずれも。
- **〇議長(鈴川基次君)** そういう方法もあるんですけれども、一応今度検討するんで、今回は大きな枠の中で3回ということになっているんで、お願いします。
- **〇2番(繁田拓治君)** よっしゃ、了解。はい。そういうことですので、それはひとつまたよろしくお願いしたいと思います。

あと、そしたらもうあと1回ということですので、最後、心の教育について、これも2

回考えておったわけですけれども、1回でよろしくお願いします。

教育長は就任時に、子どもの心の問題解決や思いやりの心を育てられるように全力で取り組みたいと抱負を述べられておったわけです。これについても昨年の3月に質問させてもらいまして、そのときには今後道徳教育に取り組むという答弁でありましたので、その後の進捗、また成果等をお聞かせいただきたいのと、それから、今度は子どもを守る立場から、学校ではいろんなことになってきておるんでありますが、教師が忙し過ぎる、これは今言われておるように40人学級にまた戻そうとかいろんなことを言われておりますけれども、これはとんでもない話やなと、私も現場におりましてそう感じます。一人一人を大切にしていかなくてはいけない、それにおいて物すごくいろんな報告書類とか、いろんなものが上がってきておりますので、時間とられるケースが物すごく多いと思われます。

そこで、学校づくりとか地域づくりも含めてでありますけれども、これも子ども参画型の形をとっていかなくてはいけないんじゃないかと。それをすることによって、子どもの力量も高まっていきますから。我々、大人になると自分が子どもであったときのことを忘れがちでありますので、子どもと一緒であるということを忘れてはならんのじゃないかと。ともに育てて次の世代にバトンパスをしていくと、次の町づくりに生かしていくと、そういう方向が大事であるように思います。

町長の所信表明でもありましたけれども、教育、保育及び子育て支援を充実させるべく人的・物的支援を継続していくと、こういうことがありました。これはもう非常に大事なことであろうかと思います。大人が子どもにどう向き合うか、大人の責任でもあると言われておりますので、そこら辺で教育長の見解、それからまた町を預かる立場の町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

〇議長(鈴川基次君) 教育長。

○教育長(古屋修君) どこまで答えたらいいんか、よくわかりにくいんですが、まず1 点目の貧困の問題ですけれども、これは子ども自身の貧困の問題ではなくて親の経済状況 の問題ということでもありますので、それにつきましては私たちの立場からはなかなか、こうということはしにくい状況ではあろうかと思われます。そういった意味で、できる範囲ということで就学援助の制度があるというふうに捉えていきたいというふうに思っております。それと、子どもたちの状況、また家庭の状況につきましては、学校のほうでは家庭訪問を年に1回定期的に行っておりますし、それ以外にも、事あるごとに担任が家庭へ出向くといったようなあたりは以前と変わらない状況で行われているように思われます。

それから、2点目、道徳教育の成果云々の問題ですが、心の育ちというのはなかなか即あらわれてくるものではございません。長い時間をかけて少しずつ少しずつ子どもの心を耕していきながら、子どもたちの考え方が豊かな方向になるように、育っていくように私は願っております。そういった意味で、それぞれの学校においては道徳教育あるいは道徳教育の実践というあたりに力を入れてもらえるように校長会等では話をしているつもりでございます。

それから、教師の多忙化の問題につきましては、確かに言われるように、いろんな意味で多忙になってきてございます。本来であれば、休み時間は先生方と子どもたちが一緒に運動場で遊ぶと、そういった中で人間関係をつくっていき、また人としての育ちを見ていくということが本来の姿であろうかと思うわけですけれども、なかなかそうはいかないというのが現実であろうかと思います。そんな中で、教育委員会といたしましては、できるだけその多忙化を少なくするような取り組みを何らかの形でしていきたい。例えば職員会議の回数を減らすであるとか、学校においてはそれぞれの工夫をしていただきながら、多忙を解消していくような取り組みもしていただいております。

以上、3点にわたってお答えをしたいと思います。

- 〇議長(鈴川基次君) 町長。
- **〇町長(森下誠史君)** 繁田議員にお答えしたいと思います。

教育ということでございますが、私自身、教育ということで言えばやはり人づくりだと思います。それとともに、ゆっくりじっくりというんですか、なかなか早急に答えを出せないというのが私自身は教育だと思います。そういった形でいえば、やはり町としてできることは何ですかということでいえば、人的また物的な支援をしながらゆっくりじっくりと人づくり、教育づくりということでやっていきたい、かように思います。以上です。

〇議長(鈴川基次君) しばらく休憩します。

再開は10時5分とします。

午前九時五十二分休憩

午前十時〇五分再開

〇議長(鈴川基次君) 再開します。

3番、碓井議員の質問を許します。3番 碓井議員。

○3番(碓井啓介君) 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。 何分初めての質問ですので、至らない点も多々あるとは思いますが、よろしくお願いします。

町長の所信表明にもありましたように、国土強靭化、地方創生が大きく取り上げられ、 津波による犠牲者においてもゼロへとなっていますが、まず、美浜町としては、災害対策 に取り組むに当たって、1点目として松原高台避難所計画についての質問でございます。

事業の進捗状況及び今後の建設計画について、具体的なスケジュール、事業費、財源内 訳(年度別)についてお聞かせください。

- 〇議長(鈴川基次君) 町長。
- **〇町長(森下誠史君)** 碓井議員の1点目、松原高台避難計画について、事業の進捗状況 及び今後の具体的なスケジュール、総事業費、財源内訳(年度別)とのご質問でございま す。

松原地区の避難場所整備については、平成24年8月の内閣府による南海トラフ巨大地震の想定及び翌平成25年3月に県が発表しました浸水想定を受けて、松原地区内に避難場所整備の必要性が生じました。町としましては、平成25年度に候補地である松原郵便局の裏手の保安林内の基本調査並びに工法検討を行い、築山方式に決定し、今年度平成26年度は建設に向けて基本実施設計を行っているところでございます。

今後の予定としましては、平成27年度は地元への説明、保安林の解除申請、官有地占用申請、補助事業の採択申請等を行い、平成28年度に工事着手をし、平成30年度までに完成したいと考えてございます。

総事業費としましては、現在実施設計書を作成中であるため、概算の予算額としましては 2 億 3 1, 0 0 0 千円を見込んでございます。財源内訳としまして、国庫補助金 1 億 3 4, 5 0 0 千円、起債 7 3, 3 0 0 千円、一般財源 2 3, 2 0 0 千円となってございます。

年度別としましては、平成26年度事業費21,000千円、うち、財源内訳でございますが、起債が5,400千円、一般財源15,600千円。そして平成28年度の事業費でございますが、1億12,000千円、財源内訳としましては国庫補助金74,000千円、起債34,200千円、一般財源3,800千円。平成29年度事業費でございますが、81,000千円、財源内訳、国庫補助金52,000千円、起債26,100千円、一般財源2,900千円。平成30年度事業費でございますが、17,000千円、財源内訳、国庫補助金8,500千円、起債7,600千円、一般財源900千円の計画となってございます。

〇議長(鈴川基次君) 3番 碓井議員。

○3番(碓井啓介君) 年度別の事業費及びただいまの町長のご答弁の中で28年度に着工というふうになっておりますが、28年度ということは、もう1年しかないと。その中で、材料である土砂はどこから持ってくるのかとか、それを持ってくるに当たりどこかと契約をするとか、したとか、これからするんやとか、そのあたりはどういうふうになっているでしょうか。

- 〇議長(鈴川基次君) 防災企画課長。
- **〇防災企画課長(阪本浩平君)** 碓井議員にお答えします。

築山に使用する土の確保というご質問だと思うんですけれども、この土については、町発注工事ではそういう土が確保できないと、そういう中で、国・県、高速道路、そういった公共事業で生じる残土といいますか、そういったものを今後県を通じて、県のほうにご相談申し上げて、どういった工事の土が確保できるか等について27年度で協議をしていきたいなと。決まった確保地というのは、今現在はございません。

以上です。

- ○議長(鈴川基次君) 碓井議員。3回目の質問です。
- 〇3番(碓井啓介君) わかりました。

そういうことであれば、例えば高速道路であったら、高速道路はだんだん南進しますよね。南進していったら、例えば美浜町に近いところから持ってこれるというところをうまく、時期とかもあると思うんですけれども、あわせてしないと、運送費用であるとかそういうところがまた高くついてきたりというのもあると思うんですよ。ですから、そういうところも含めてうまくいくように頑張っていただきたいなと思います。

その次なんですが。

- 〇議長(鈴川基次君) もう答弁いいですか。
- ○3番(碓井啓介君) はい、もう質問はいいです。
- 〇議長(鈴川基次君) いいですか、答弁。
- ○3番(碓井啓介君) はい。していただけるものと確信して。
- 〇議長(鈴川基次君) では2点目。
- **〇3番(碓井啓介君)** 2点目として、和田不毛内水対策についてでございます。

平成26年度に台風による県道及び旧農免道路等が冠水し、通勤及び通学などに支障を 来し、以前には車が水田に転落したこともありました。町としての和田不毛の内水対策と、 過去10年間の台風等による冠水被害の状況をお聞かせください。

- 〇議長(鈴川基次君) 町長。
- **〇町長(森下誠史君)** 碓井議員の2点目、和田不毛内水対策についてのお尋ねで、平成26年度に台風による県道及び旧農免道路が冠水し、通勤及び通学などに支障を来したことについて内水対策はにお答えします。

和田不毛地内の内水対策につきましては、大雨が降ったとき等に、たびたび和田川や東 裏川の流域は冠水によって被害がもたらされているのが現状でございます。この冠水等へ の対策には冠水地域の排水が重要となりますが、まず、排水先である西川の堤体の強化等、 西川の大幅な改修が必要であると認識してございます。

現在、県におきまして、水系ごとに河川整備計画の策定に取りかかっているところでございます。その計画に沿って、河川管理者である県が河川工事並びに河川の維持を行うこととなります。西川におきましても、日高川水系に属しますので、その整備計画に西川改修を反映していただくため、今後も県に働きかけていきたいと思ってございます。

そして、2点目の過去10年間の台風等による冠水被害の状況はということでございますが、台風時等の大雨の際には和田不毛内の町道も冠水し、その都度、待機している町職員が通行止め等を行い、交通の安全などに気を配っているところでございます。また、水が引くまで待機をし、解除を行っているところでございます。

農業関係では、県に報告している被害ということで、平成18年9月の集中豪雨時の水稲及びキュウリ等の冠水被害で、額にいたしまして合計約13,000千円が報告されています。1年間のうち9月以降に台風や大雨等により冠水が発生すると、農作物の被害が多くなってまいります。このことにつきましては、水稲では収穫時期に当たってくることや、キュウリ等の野菜は植え替え時期に当たり苗の被害が多くあったものでございます。

〇議長(鈴川基次君) 3番 碓井議員。

○3番(碓井啓介君) 私の質問としましては、過去10年間とお伝えした中で、過去10年間の推移というのをちょっと聞かせていただきたかったんですよ。何回ぐらい冠水したかとかというのを統計として聞かせていただきたかったんですが、それはまた後でお願いするとして、それと、内水対策としてはいかに排水するかということにこだわっているように思われますが、日高川水系のということになれば、実際のところいつごろになるのかわからないと思います。

そこで、道路のかさ上げ等ということになりますが、これは難しいというお話をよく聞きます。では、なぜ難しいのか、その対応策というのはないのかというところをちょっとお尋ねしたいと思います。

- 〇議長(鈴川基次君) 産業建設課長。
- **〇産業建設課長(松下太一君)** 碓井議員にお答えいたします。

結構、大雨降るごとに和田不毛は冠水が出るわけなんですけれども、その中で、道路の 交通安全上、美浜中央1号線、もと農免道路でございますけれども、よく浸かる、しょっ ちゅう浸かるということになってございます。

それで、そのかさ上げなんですけれども、かさ上げいたしますと、やはり片や高くすると低いところが生まれるということになってきて、なかなか田んぼのほうはよくそこへ水が溜まってしまって、後、抜けにくくなるとか、それとか、もちろん費用も結構要ってくるものでございます。

それで、全体的に道路のかさ上げというのは、局部局部というのはこれからいろいろ検 討の課題になってこようかなと考えているところでございます。

○議長(鈴川基次君) 最初の質問の過去10年間何回ぐらいとか推移等、それに対する 答弁は。

○産業建設課長(松下太一君) 碓井議員にお答えいたします。

過去10年間の冠水被害でございますけれども、私どもで被害報告を行っておるのは、 大体農業被害のほうで県のほうへ報告しているところでございます。

それで、冠水だけで申しますと、なかなか台風時に必ず冠水しているということで、冠水被害だけを申しますと、平成18年の集中豪雨時の冠水被害が一番顕著にあらわれているということでございます。そのほかの、台風何号、何号と毎年来るわけなんですけれども、その都度冠水は出ておりますけれども、そのときの被害というのは大体風による被害が主になってきております。それで、農業被害として出ているのは平成18年9月の集中豪雨ということで、冠水被害が多く出ているということでございます。

〇議長(鈴川基次君) 確井議員。

○3番(碓井啓介君) ちょっと僕の趣旨と違ったように思うんですけれども、僕は、過去10年間と言わせていただいたのは、過去10年というか、そういう記録をとっておいていただきたいなと。そのときの干満であるとか降水量であるとか、時期であるとかによ

って、何年間か統計をとれたら、それでまたどういうふうにすればいいかという検討する ことができると思うんで、そういう、ただの金額の被害であるとかだけでなく、どういう 状況であったかというのをちょっと記録しておいていただきたい。というか、あるんだっ たらそれでいいんですけれども。

最初にお答えいただいた被害の中に通勤・通学者というのは入ってないんですけれども、 地方創生や人口減の緩和対策の見地からも、通勤・通学者の方たちの目に見えない被害も 冠水被害だという見識のもとに、一日でも早い対策を立てていただきたいと要望させてい ただいて、私の質問を終わらせていただきます。

- 〇議長(鈴川基次君) 答弁もういいですか。
- **○3番(碓井啓介君)** はい。もう今のところを要望させていただいて。記録がないんならこれからつくっていただく。
- ○議長(鈴川基次君) 記録はありますか。はい、どうぞ。
- **○産業建設課長(松下太一君)** お答えいたします。 その都度の記録というのは、申しわけないんですけれども、とってございません。
- 〇議長(鈴川基次君) はい、どうぞ。
- **○3番(碓井啓介君)** それだったら、何時から何時まで通行止めにしましたとか、そういうのはその都度上がってくると思うんで、今後またそういうのをとっておいていただけたらと要望させていただきます。
- ○議長(鈴川基次君) 以上で、そしたらいいですか。はい。

しばらく休憩します。

再開は10時40分とします。

午前十時二十四分休憩

午前十時四〇分再開

〇議長(鈴川基次君) 再開します。

6番、谷議員の質問を許します。6番 谷議員。

〇6番(谷重幸君) ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問に入らせていただきます。初めての質問になりますので、知識足らずのところや至らぬ点が多々あろうかと思いますが、どうぞご容赦いただきたいと思います。

今回の質問といたしまして、職業柄もあろうかと思いますが、毎日のように見てきているこの煙樹ヶ浜の問題についてであります。

全体を見れば、漁業における漁獲量の減少、また漁師の高齢化等、こういった美浜町における産業の直接的な問題、またこういった問題についても非常に難しい問題だと理解しております。また、海岸における侵食も含め、ごみの問題など、台風等により河川の流出物が浜に打ち上げられる、またそういったごみが海の中にも溜まるといった漁師にとっても直接的な被害も出てくるものであります。こういった問題に関しては、その被害の大き

さにもよるかと思いますが、煙樹ヶ浜全体における保全、美化、整備に努めるともに、観光や我が町の産業を守る観点から、これから先においても意識しなければならない点であると考えています。

その煙樹ヶ浜のさまざまな問題の中で、今回は浜ノ瀬区地先におけるいわゆる海岸の侵 食被害についてでありまして、この問題について幾つか質問させていただきます。

日高港湾浜ノ瀬工区が完成以来、浜ノ瀬区地先の海岸において幾度となく高波による侵食被害を受けております。この被害については町としてもご承知のとおりかと思います。また、対策についても難しい対応が求められるものと想像いたしますが、護岸が崩壊したまま放置されている現状、これにおいては、私を含め、地元住民においても見るに見かねるといった状態であります。こういった荒れた状況が長年続いております。この現状に、地元住民からも元の浜に戻してほしい、そういった声も多く上がっており、また浜ノ瀬区から復旧の要望も上げていることも聞いております。

この海岸は、ご存じのとおり煙樹海岸県立自然公園でございますが、この浜を持つ町としても保全に努めるそういう責任があるものと考えています。県においても、浜ノ瀬地先漁港から第1若もの広場地先の海岸侵食に伴う護岸工事が県により実施され、現在も継続中であると聞いております。浜ノ瀬の海岸におけるこの侵食問題については、平成26年第3回定例会において田渕議員も触れておりましたが、この侵食被害に対し町の答弁として、「この侵食、海岸荒れたその対策工について、これに限っては県のほうはこれは責任を持ってその対策工をやっていく。町としても繰り返しのないような形で対策工を願いたいという申し入れはしている」とのことでありました。これは私の想像の範囲でございますが、県、町においても、過去における水理実験等の上、浜ノ瀬海岸における高波による侵食被害はわかっていたものと考えておりますが、その上での対策として、布団マット、蛇かご等による護岸整備を行ってきたものと想像いたします。これまで何度も繰り返されてきた護岸の崩壊、そして復旧、また崩壊したままで放置されている現状に対し、現行の対策においては疑問を持たざるを得ない状況であると考えております。

こういった現状を踏まえ、幾つか質問させていただきます。

1つ目といたしまして、浜ノ瀬区地先の海岸における侵食被害、これについての町長の 所見をお聞かせください。

2つ目として、町として浜ノ瀬工区完成を受け、この侵食被害が出ることは認識していたか。これについてお聞きいたします。

3つ目に、これまで講じた対策、布団マットや蛇かごについてはどれほどの効果があったのか。

4つ目、高波によって護岸が崩壊したまま放置されている今の現状、この説明と今後の 対策等あれば教えていただきたいと思います。

以上、まとめてご答弁お願いします。

〇議長(鈴川基次君) 町長。

〇町長(森下誠史君) 谷議員の浜ノ瀬区地先の海岸保全についてということで、1点目が、浜ノ瀬区地先の海岸における侵食被害について町長の所見はについてお答えいたします。

煙樹ヶ浜の侵食状況につきましては、毎年、日高振興局並びに関西電力によります海浜地の測量が実施されているところでございます。総務産業建設常任委員会にもご報告はさせていただいていますが、海浜地全体の土量につきましては、年々多少の増減はあるものの、ほとんど変化は見られないという結果が出ているところでございます。しかし、議員の言われる浜ノ瀬の海岸に関しましては、平成13年頃より侵食が顕著となり、その当時日高港湾の浚渫を行っていました国交省の和歌山港湾事務所にお願いをし、浚渫で発生したバラスを浜ノ瀬海岸へ搬入していただいたという経過がございました。煙樹ヶ浜全体を考えますと、減少しているところと増加しているところの箇所があり、その量も年によっては増減があると認識しているところでございます。

2点目の町として浜ノ瀬工区の完成を受け、この侵食が出ることは認識していたのかということでございますが、浜ノ瀬地区の港湾が完成に至ったのは、最終的には平成20年度に防波堤の延伸が完了したものでございますが、平成10年度には現在の港の形が形成されてございました。海岸に構造物ができますと、必ずその構造物周辺には土砂の堆積が確認されます。しかしながら、現在の浜ノ瀬の港の現況から申しますと、構造物から少し離れた海岸のどの場所で侵食が起こるという予測については大変難しいことであったと思います。近年の台風時の波の方向、台風の進路にもよるものだと考えますが、浜ノ瀬海岸への波は大変大きな波が打ち寄せていると感じています。台風時には直接私も確認してございます。

3点目のこれまで講じた対策について効果はあったのかでございますが、国交省、いわゆる直轄の日高港湾浚渫で発生する土砂について養浜に使えないものかと町から申し入れを行い、直轄サイドで処分費等検討した中で養浜に至った経緯がございます。最初、平成15年度は、土砂の搬入のみで布団マット等の流出防止策はとっていませんでしたので、1回の高潮で流失してしまう事態となり、平成16年度から流出防止として布団マットを敷設するようになったものでございます。この布団マットは、当初から直轄では永久的にはなりにくいものであるとの認識はございましたが、その約1年間、場合によっては2年から3年間は効果があり、評価できるものであったと認識してございます。

4点目の高波によって護岸が崩壊したまま放置されている現状の説明と今後の対策についてお答えいたします。

昨年の台風による高潮被害から、県と幾度も協議してまいりました。でき得る限りの恒久的な対策を実施していただけるよう要望してまいりました。県の回答といたしましては、消波ブロックの手直しと海岸に放置された布団マットの破片等の整理並びに防波堤のかさ上げを計画しているところでございます。平成27年度当初には地元への説明会を行い、できるだけ早く現地での着工を実施したいとのことでございます。町といたしましても、

9月の台風シーズンには完成するように強く要望しているところでございます。

- 〇議長(鈴川基次君) 6番 谷議員。
- ○6番(谷重幸君) ご答弁ありがとうございました。

今後の対策、また期限についても一応9月までにという、町の要望としてではありますが、お示しいただけた部分もありました。ここから再質問に入らせていただきます。

ここからは、ただいまいただきました答弁と、いわゆる第2期工事、このことに関連して、あわせて質問させていただきます。

非常に難しい問題ではあるかとは思うんですが、やはりこの第2期工事については私としても気になる部分でございます。いわゆる第2期工事計画というのがあるわけなんですけれども、私が思いますのは、先ほど答弁ありましたように、平成16年からこの対策をしてきているとのことでありますが、当時、私も浜ノ瀬におりまして、この侵食被害に対する対策として、壊れれば直す、また壊されたらまた直す、そういった話だったと記憶しております。こういったことには地元の方を含め疑問に思われた方も、今思えば非常に多かったと思っております。それから現在に至るわけでありますが、この第2期工事との関連について、今のこの侵食についての対策というものは、先に第2期工事を控える、それまでの侵食の対策として今現在講じているものなのか、また、第2期工事とは切り離して侵食問題、侵食被害に対して対策を講じているものなのか、この点についてお聞きしたいと思います。これからこの問題につき合っていく中で、この意識の方向性というのは非常に大事なことかとも思いますので、明確にお答えいただきたいと思います。

いずれにせよ、現状のままではだめだという意識は、住民、また町の方においても共有している意思だとは思っております。

それから、もう1点、これは先の質問にも付随してくるものかとも思いますが、先ほど答弁の中から、これからの対策として県から計画が上がっておりましたが、これまでの布団マット、また蛇かごによる対策は変えるという解釈でよろしいんでしょうか。そして、これからの対策として消波ブロックの手直し、海岸の布団マット破片等の整理、防波堤のかさ上げを計画とのことでしたが、この計画についても中身の全貌が見えるものではないこととも思いますが、果たしてこういった対策で間に合うものなのかというところは私も疑問に思っているところでございます。

前回被害を受けた台風自体はそれほど大きいものではなかったように記憶しておりますが、波が越えてくる危険性も含めて、被害は大きかったものと思っております。風向き、潮位等条件が重なったものとも想像できますが、これから先、仮に大きな台風がまともに来た、なおかつ条件が重なる、そういったときにはどうなるのかと、浜ノ瀬住民においても不安なところであると思います。そのあたり、今後計画している対策について、町長としての見解もあわせてお聞かせいただきたいと思います。

- 〇議長(鈴川基次君) 産業建設課長。
- ○産業建設課長(松下太一君) 谷議員にお答えいたします。

1つ目の港湾の第2期工事、これは日高港湾の第2期工事のことと思います。それで、 今現在やっております対策工というのはこの第2期工事ありきでやっているのかというこ とですけれども、この第2期工事というのは、今のところ第1期工事がもう完成に近づい ているということで、一応その第1期工事はこれであと2年、3年のうちで全ての浚渫も 終わって、日高港の浚渫は完了するというところでございます。

それで、今現在、布団マットというのは、先ほども町長が申し上げましたとおり仮の対策でございます。あくまでもこれは永久的なものではないという認識のもとで、直轄のほうで土砂の早期処分等を考えた上で、この浜ノ瀬のほうへ持って来るほうが費用的にはええやろうという判断のもとで入れていただいていたという経緯がございます。

それで、その第2期工事でございますけれども、今のところ、私どもとしましても実際はいつからかかるとか、そういうのははっきりしていないというのが現状でございます。それで、このままでは布団マット、今まで日高港湾の浚渫で入れていただいていた土砂も、ここ数年の間のうちなかなかバラスだけというのが少なくなってきている、いわゆるヘドロ状のものが多く上がってきているという現状の中で、なかなか浜へ入れていただくのが適切でない品物だと今現在も思っております。それで、日高港湾の浚渫土というのが、浜ノ瀬へ上がっているのが今止まっている状況でございます。それで、そういった対策工ができない状況の中で、県のほうへ何とか恒久的なものをしてくれということでずっと要望してきたわけでございますけれども、その中で県のほうでやっと、去年の被害がありまして、その被害をもとに何とかせなあかんということで、その結果防潮堤のかさ上げ、それと今積んでおりますブロック、今沈んでいるところもございます。それでそのブロックの手直し、それと海岸の破片等の整理ということをしようかという結論というか、回答を得ております。

それから、その布団マットをまだこれからするのかということでございますけれども、これはもう今のところは考えておりません。いいバラスが上がっている状況でございましたら、またそれも視野に入るんですけれども、今のところそういった品物が上がっていない現状がございまして、そういうのが、直轄による土砂の搬入というのはもうこれから無理ではないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

〇議長(鈴川基次君) 谷議員。

〇6番(谷重幸君) 少しちょっと内容がよくわからない部分もあったんですけれども、 県の対策、今回出してきている計画において、これが間に合うものなのかと。先ほども仮 の段階で今までやってこられたということではございますが、またこれが仮になるような らいかがなものかとも思うんですけれども、ちょっとその辺の態度を明確にしていただき たいと思います。

それから、あわせて質問させていただきますが、これからこの対策については根本的に 考え直して、抜本的な、大きなことを言うようで申しわけないんですが、上辺の対策ばか りではどうにもならないと私は思っております。その意識は恐らく町にとってもお持ちだろうとは考えておるんですけれども、今後、今言われた第2期工事、これと絡めてこの侵食問題を解決していく、港をつくってこの侵食問題をなくす、こういった方向性もあり得るのか。また、侵食を食いとめる対策として浜の整備をより強固なものにしていく、こういった方向性にいくのか。また、波を抑えるために、大きなことを言うようで申しわけないですが、沖に防波堤を築くような、こういった対策もこれから考えられるのか。こういったことをちょっと含めてお聞かせください。

- 〇議長(鈴川基次君) 産業建設課長。
- ○産業建設課長(松下太一君) 谷議員にお答えいたします。

この第2期工事を絡めてというお話でございますけれども、現実のところ、この第2期工事というのはなかなか難しいのではないかなというふうに考えておるところでございます。それで、この第2期工事を絡めないで何とか県のほうで考えていただきたいというのが私どもの要望であったものでございます。それで、その結論が先ほど申し上げました防潮堤のかさ上げ、それとブロックの手直しということになってこようかと思います。ただ、そのままでおりますと、やはりそのブロックというのは年々沈んだり、なかなか被害を受けると思うところでございます。県のほうでは、その都度やはりブロックの補充なり何なりして対策はしていただかなあかんというのは申し入れているところでございます。以上です。

- ○議長(鈴川基次君) もう一回、特別認めます。
- **○6番(谷重幸君)** そしたら、また壊れたら直す、そういった方向性は継続的に続けていかれるということなんでしょうか。今までも壊れたら直す、そういった状態が長年続いておりますが、難しいところではあるかとは思うんですけれども、これまた仮になるんでしょうか。
- 〇議長(鈴川基次君) 産業建設課長。
- ○産業建設課長(松下太一君) お答えいたします。

今回県で示されているその対策工は、あくまでも仮ではございません。それで、壊れたら直す。やはりブロックのほうはある程度沈みながら落ちついていくところがあると思います。それで、その落ちつくまでやはり何とか手直し手直しで繰り返していかざるを得ないと考えているところでございます。

- 〇議長(鈴川基次君) もう一度。はい。
- **〇6番(谷重幸君)** 質問使ってしまいましたので、質問はこれで終わりますが、漁業を 初め、煙樹ヶ浜を取り巻く環境、こういったものはこれからさらに厳しくなっていくもの と考えています。地元の問題、県の問題に関しましても、町といたしましてより建設的な 態度で臨んでいただくことをお願いして、質問を終わらせていただきます。ありがとうご ざいました。
- ○議長(鈴川基次君) 以上をもちまして谷議員の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。 再開は午後1時30分からです。 午前十一時○五分休憩

午後一時三〇分再開

〇議長(鈴川基次君) 再開します。

午前に引き続き一般質問を行います。

中西議員の質問を許します。10番 中西議員。

〇10番(中西満寿美君) 議長の許可を得ましたので、通告に従い、3項目について一般質問を行います。私の質問は非常に長いということで評判が悪いんですけれども、また、お昼の後という時間でございますが、少し辛抱してお付き合いを願いたいと思います。

まず最初に、介護保険制度についてお伺いをします。

介護保険制度というのは、平成12年、2000年4月に、年をとっても人として尊厳が保たれ、有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護を社会的に支えることを目的として始まりました。それから15年、3年ごとに見直しがされまして、今年4月からは第6期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画が実施されます。第6期計画は、2014年、平成26年6月に成立しました医療介護総合確保法に基づいています。この法律の介護保険のところでは、1、要支援1・2の訪問介護と通所介護を介護保険給付の対象から外し、地域支援事業に移す。2、特別養護老人ホームへの入所は原則要介護3以上に限る。3、所得等によって介護保険の利用料を2割に引き上げる。4、低所得者でも預貯金等があれば施設の居住費、食費を補足給付しないなど、大幅な見直しが決められております。

この総合法は、多くの高齢者を介護サービスの対象から除外し、入院患者の追い出しを一層強化するなど、公的介護医療保障を土台から掘り崩すものとなっているのではないかと思います。2025年、平成37年ですが、団塊の世代が75歳になる10年後を控え、高齢化率もさらに増加することが予想されます。公的保険による介護医療の抑制ではなく、充実させることが必要ではないでしょうか。

町長は所信表明で、要介護高齢者やひとり暮らし世帯など、何らかの支援を必要とする 方は増加するとし、生きがいづくりや健康づくりへの支援が特に求められている。高齢者 が地域で元気に暮らすことができ、住民一人一人が自分でできる範囲で取り組み、みんな が参加、みんなで支え合い、みんなで安心の町づくりを進めると述べておられます。NP 〇、ボランティア、民生委員、自治会、社会福祉協議会など、多様な担い手を保険給付の 肩がわりに動員したり、自助を強調するのではなく、公的保険、自治体と連携しながら、 地域全体で高齢者を支える取り組みを前進させることが大事ではないでしょうか。

先日、田端健康推進課長より、美浜町第6期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画 を全員協議会で説明していただきました。この計画を中心にして、以下6点の質問をしま す。

1点目、計画策定のため、高齢者へのアンケート調査を実施したそうです。このアンケート結果から、本町の高齢者の現状とどのような課題が明らかになりましたか。

2点目、平成29年4月から新総合事業へ移行することになっております。現行の介護予防事業と新総合事業の違いと、平成27年、28年でどのような移行準備をすることになっておりますか。また、基本チェックリストで新総合事業のサービスを割り振ることが可能となっておりますが、基本チェックリストとはどんなものですか。要介護認定を受けさせないおそれはないでしょうか。地域包括支援センターの機能強化が必要となり、職員の確保や資質の向上に向けて計画的に取り組むとなっておりますが、どのような計画になっておるか、何人ぐらいの職員が必要となると予想されておりますか。

3点目、利用料は現行一律1割ですが、一定以上の所得、一定以上の資産がある場合2割負担となるとありますが、一定以上の所得、一定以上の資産とは幾らですか。また、施設入所者の居住費と食費の負担軽減制度、これを補足給付というそうですが、これも一定以上の資産がある場合、対象外となるとなっていますが、この金額は幾らでしょうか。また、障害年金や遺族年金といった非課税収入も収入と判定するのでしょうか。

4点目、本町の第6期介護保険料標準月額5,820円で、5期よりも100円アップにとどまりましたが、本町の介護保険料は平成32年には6,640円、団塊の世代が75歳となる平成37年には7,687円と推計されております。国平均では8,200円と言われています。今回、保険料段階設定を第5期の7段階から9段階へと細分化し、低所得者の軽減を強化したということ、それから消費税が1年半後ですか、10%に引き上げされたときにはさらに軽減をすることになっておりますが、低所得者への軽減措置は当然です。高齢者の多くは年金収入だけで暮らしております。その年金がマクロ経済スライドで年々減額をされます。一方、アベノミクスによる円安誘導や消費税増税で生活必需品が値上げされております。また、国保税、後期高齢者保険料は引き上げられる一方です。共産党美浜支部が昨年行った町政アンケートには、介護保険料が高いという声がたくさん寄せられ、70代男性の「これ以上上げないでください」、60代女性の「国保税、介護保険料、何とかなりませんか、子どもたちに迷惑はかけられませんし」等、切実な声が寄せられております。このままでは第7期、第8期と大幅値上げは避けられません。介護保険料の引き上げをしないためには、どのような方法があるとお考えですか。

5点目、町長が所信表明で言われた高齢者が地域でいつまでも元気で暮らせること、第6期計画にも高齢者ができる限り住みなれた地域で生活を続けられるようとあり、高齢者を支える環境づくりが求められております。本町では、シルバー人材センター、みはま学園、いきいきサロン、健康教室、老人クラブの活動、ゲートボール、グラウンドゴルフ、サークル活動などさまざまな高齢者の生きがいづくり、健康づくりへの支援が行われております。第6期計画では、地域包括支援センターを中心に、地域の住民、ボランティア、福祉、介護、医療等が連携した地域包括ケアシステムを平成37年度までに構築すること

を目指すとなっておりますが、地域包括ケアシステムとはどんなシステムでしょうか。 最後、6点目ですが、総合法が実施されれば介護難民問題は一層深刻化し、介護殺人、 介護心中、虐待がさらに多くなるのではないかと危惧をします。2025年(平成37 年)を見据えた介護保険制度はどうあるべきでしょうか、町長のお考えを問います。 以上、お願いします。

〇議長(鈴川基次君) 町長。

〇町長(森下誠史君) 中西議員の1点目、美浜町第6期介護保険事業計画及び高齢者保 健福祉計画についてというご質問の中で、まず1点目のアンケートから明らかになった本 町高齢者の現状と課題はというご質問にお答えします。

このアンケートは、平成26年1月に65歳以上の方1,000人に実施いたしまして、703人の方から回答を得たものでございます。生活機能評価におきまして、日常生活動作では、二次予防者は総合で50.4%の方が不自由を感じている、また、主な介護者は介護サービスのヘルパーを28.3%利用というような結果も出てございます。このような結果から、予防事業の充実、介護給付の必要性も感じられます。

続きまして、2点目介護予防事業と総合事業との違い、そして移行準備についてお答え いたします。

従来の一次予防、二次予防事業につきましては一般介護予防事業に変更され、介護予防給付の訪問介護、通所介護につきましては新しい介護予防・日常生活支援総合事業に位置づけられ、介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービス、通所型サービスに移行されます。事業実施におきましては、地域包括支援センターの機能強化や役割が重要視されることに鑑み、平成29年度事業実施に向けて、体制づくり、また人員確保が不可欠となってきます。組織改編等も視野に入れて取り組む必要があると考えてございます。基本チェックリストとは介護予防健診であり、給付を受ける場合は従来どおり介護認定を受けることが必要となります。

3点目の2割負担の所得でございますが、年金収入で2,800千円以上の方が該当します。この場合、資産等は勘案されません。施設入所の場合の補足給付につきましては、預貯金で10,000千円以上の方が対象外となります。障害年金等非課税収入につきましては、平成28年8月から勘案されます。

4点目の介護保険料の引き上げをしないための方法とはというご質問にお答えいたします。

出、給付を抑えて、入り、保険料を減らす。給付を抑えるために元気な高齢者、介護に 頼らないように、予防事業の充実により健康寿命を延ばすことだと考えます。

5点目の地域包括ケアシステムとはというご質問にお答えいたします。

介護が必要な状態になっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される仕組みを地域包括ケアシステムといいます。

最後に、6点目、2025年(平成37年)を見据えた介護保険制度はどうあるべきか というご質問にお答えします。

高齢者、特に後期高齢者の増加に伴い、今後ますます要介護等認定者数やサービス利用者数の増加など、介護保険サービスに対するニーズが増大していくことが予想されます。要支援、要介護者のニーズ等を踏まえながら、身近な地域で必要とする介護サービスを利用できるよう、今後もサービスの質の向上と量的確保を図り、円滑な運用に努めることだと考えます。

〇議長(鈴川基次君) 中西議員。

○10番(中西満寿美君) それでは、再質問を行います。

まず、2点目の再質問でございますが、まず最初に、従来の一次予防、二次予防、これが一般介護予防に変更されると。そして、新総合事業というのは、その一般介護予防事業と、要支援と旧二次予防事業対象者に提供する介護予防・生活支援総合事業というのになるというご説明でしたけれども、その中の訪問型サービス、通所型サービスというのは一体、具体的にどういうものかということ。

それから、同じ2点目ですけれども、地域包括支援センター、これ非常に新しい総合事業ということで重要になってくると思いますが、なかなか難しいかと思いますが、どのくらいの人数が必要と考えられているか。これはお答えがなかったのでお願いします。

それから、基本チェックリストというのは、これは私も受けたことがありますが、25項目にわたっている介護予防健診のときに受けるものですが、今回はその基本チェックリストで従来どおり介護認定を受けなあかんということになるということなんですが、中にはこの基本チェックリストだけで、もうこれは必要ないと、介護認定が必要ないという、窓口で使われる、そういうおそれがあるということを聞きましたので、そういうことはないのかどうかということをもう一回質問します。

今回の新総合事業、平成27、28年は違いますけれども、29年に移行していくわけですが、そこで今までの要支援1・2が保険給付から外されるというのが一番大きな違いだと思うんですけれども、町長は、地方紙で「候補者に聞く」というそういう記事の中で、要支援の方が保険適用外となる一部サービス等について対応を考えますと、このように述べておられます。本来ならばもう要支援1・2の人はこの介護保険のサービスから外されるんやけれども、これを読みますと、町でいろいろとそういう外さないようにするというようにも読み取れるんですが、このあたりについても、質問をします。

それから、3点目の利用料の2割負担、それから補足給付の対象外になるというところですが、年金収入2,800千円以上の人が2割負担になると。ここは資産は関係ないということで、それはわかったんですが、補足給付については預貯金で10,000千円以上の方が対象となるということですが、この預貯金どのようにして調べるんかということ。自己申告でいいんかどうか。それから、今、株価が非常に上がって、株でもうけている人があるということですけれども、株とか投資信託とかそういうふうなものは、預貯金だけ

で10,000千円で、株やそういうものは入らないかどうかということ。それから、これはもう今年の8月からなるんですね、この補足給付と2割負担については。そのことをもう一回確認します。障害年金等の非課税収入は28年8月からだということですが。

それと、4点目のところで、これはとにかく介護に頼らないような予防事業の充実と健康寿命を延ばすということが一番大事なことだと思いますが、しかし、もう一つ抜けているのが国庫負担をふやしていくと、これを要望していくということが抜けているんではないでしょうか。といいますのは、今回の総合法に基づく介護保険計画という第6期は、本来は今年の4月からやるということだったんです。しかし、今年の4月からそっちになる自治体は全国で7%ぐらいだそうです。ほとんどのところは移行措置、本町のように移行措置でとっているわけですね。これは何でそういうことができたかというと、市町村は、現場を預かる者としてとてもこれではやっていけないということ、これを国に要望を上げていく中で移行措置ができたというふうに聞いておりますが、こういうことで、やっぱりこの市町村、町の本当に現場、介護保険を預かっている現場、一番大変なことを知っているわけですから、これはもっともっと国に、今、財源は国・県・町が半分ですね。その中の4分の1となるんですか、これが国ということになっておりますが、そこら辺、もっと財政的に国が、団塊の世代を迎え、高齢化がますます進んでいく中で、それを要望していくということが考えられないのかということです。

それから、地域包括ケアシステムは、これちょっともう置いておきます。

最後に、やっぱり2025年を見据えたということで、1つ、皆さんの中にも見られた 方があるかと思いますが、NHKのニュースで、東京の北区でしたか、医療法人が運営す る介護施設のニュースが流れました。ここでは入所者が159人いてるそうですが、その うちの95人が、お医者さんの許可をとったということで身体拘束をされておりました。 手、足だけではなしに、胸まで幅広いベルトでベッドに縛りつけられていた。そういうニ ュースを見たとき、私は非常に、自分が将来そうなるんかなって物すごく胸が痛みました が、同じニュースを見た高齢者の人と話をしてたら、まさに現代版うば捨て山やなという ことです。そやけど、昔のうば捨て山だったら、まだ山へ捨てられるんやから自由に歩け るな、現代のほうがえらいなというような話になりましたが、こういうふうな状態が一方 で、これは東京都の監視が行き届かない施設だったそうですが、このあたりにはこういう ことはないかと思いますが、そういうふうなものもできてくるかもわからないという中で、 介護や高齢者の問題というのは、これは今、何か高齢者だけの問題のように思っています が、今若い方もおられますけれども、20年、30年、年をとらないということはないわ けですね。だから、20年後、30年後の自分というのを引き比べて考えてみたら、本当 にこの介護保険制度をどういうふうにしていったらええんか。そして、町としてもやっぱ り十分な準備をしながら、本当に町長が言われるように高齢者が安心して老後を送られる、 みんながね。そのような介護制度というのをつくっていくということが今迫られていると 思うんですが。いっぱい言いましたけれども、その再質問、よろしくお願いします。

〇議長(鈴川基次君) 健康推進課長。

○健康推進課長(田端進司君) 中西議員にお答えいたします。

まず1点目の訪問型サービスと通所型サービスの違いはということでございますけれども、基本的には従来どおりのことと大差はないというふうに考えていただいたらいいと思います。ただ、今までは介護予防給付事業ということで、要支援1・2の方についてはそういう事業と、それから訪問介護ではなくて看護、それから福祉用具等の給付ということで介護予防給付があったんですけれども、訪問看護と福祉用具等は従来どおりの予防給付に変わりまして、訪問型介護と通所型介護が総合事業に移行するということで、事業とお金の出どころが変わるというようなことで、概略はそういうふうにご理解していただいたらいいと思います。

それから、次に地域支援センターですけれども、どれぐらいの人数が必要かということ ですけれども、後ほど議案のほうでも条例制定あるんですけれども、地域包括支援センタ 一では保健師、社会福祉士、主任介護専門支援員、これが必置ということで、これは3名 が必要となってきます。それから、認知症推進員、認知症初期集中支援員、それから生活 コーディネーター等々を合わせますと、それにプラス4名ぐらいの方が必要になってこよ うかと思います。そこらで、先ほども町長の答弁にもございましたように、組織改編等も 踏まえてということで、今は健康推進課の中で地域包括支援センターというのがあるんで すけれども、そこらを将来29年度から実施については独立させていくようなものか、介 護の事務員とか置くというような格好かとか、地域ケアシステム、今現在、この前、全協 でも説明させていただきましたけれども、老人福祉計画に組み込まれているわけでござい まして、現在では福祉保険課でシルバーとか老人クラブとか、そういうようなことも事務 事業をやっておりますので、そこらあたりをどういうふうに組み合わせていくのか。そう いうようなことも29年度の事業実施に向けて今後検討していかなければならないという ふうにも考えられますので、そういったこともあわせますと、それ以上の人員、それから 2年間でそういった人材確保かスキルを養成するか、そういうようなことも出てこようか と考えられます。

その次ですけれども、基本チェックリストですけれども、従来どおりの特定健診のときの基本チェックリストとは違いまして、ここで言うチェックリストとは、先ほども言いましたけれども、訪問看護、福祉用具というような従来の予防給付を受ける場合は小護認定を受ける必要がありますけれども、訪問型、通所型サービスを受ける場合は基本チェックリストでもいけますよというようなことになっております。そうした中で、29年度からということで、事務的にはまだ今どうですよとは言えないんですけれども、窓口サイドでも可能であるというようなことでもございますので、方法とかにつきまして、また今後詳しく検討していきたいと思っております。

それから、さっきの29年度から要支援1・2は給付から外れるのかというようなことも言われていましたけれども、先ほど言いましたようなことで、給付からというよりも、

事業名が変わって同じようなサービスは受けられるというようなことです。

それから、利用料 2 割負担につきましては、年金 2 , 8 0 0 千円ということでご理解いただけたということで、補足給付につきましては、最初のそういった申し込みのときに、町で調査をしてもよろしいかというような同意書、そういったものをセットで、用紙の裏側に同意書の判をいただくというような書式にもなってございます。それから、当初は通帳の写しとかそういうふうなことも示されております。それから、株券等、有価証券は入らないというふうに聞いております。

それから、保険料の値上げ防止ということで、国への要望はということでございますければも、要望等につきましては町長もされるとは思いますければも、国の制度ですので、どうなるか、ここらあたりは動向を見守るしかないのかなというふうに思います。

それから、今後介護の充実が必要というようなことで、国が示される地域ケアシステム、要するに老人がSOSというんか、何かの生活支援なりお医者さんが必要やとかそういった場合、地域全体でそういうフォローをしていくというようなのが理想像なので、今後、町としてもそういうふうな方向で取り組んでいかなければならないと思います。

以上です。

- **〇議長(鈴川基次君)** ちょっと今の質問の中で、施設入所の補足給付については今年度 から実施されるのかという質問がありましたので、それの答弁をお願いします。
- **〇健康推進課長(田端進司君)** これは26年度の所得が反映されるのが8月ということになりますので、それ以降になります。だから、27年度、4月から始まるんですけれども、8月までは反映されないということです。
- 〇議長(鈴川基次君) 町長。
- **〇町長(森下誠史君)** 中西議員にお答えしますというよりも改めてお尋ねしたいと思うんですけれども、私の選挙期間中というような形で、新聞紙上で要支援1・2に関しまして森下候補者の答弁の中で、改めて町としての対応を考えていくというふうな形で森下候補がコメントを言ったというふうな形のご質問でよろしいんでしょうか。はい。

それに関しましたらば、私自身、少し記憶が薄れておるので申しわけないんですけれども、なかなかこういった要支援1・2の訪問介護、通所介護等々に関しまして、町独自でというような形は私自身は難しいのではなかろうかなと、このように今思っている状況でございます。

- 〇議長(鈴川基次君) 中西議員。
- **〇10番(中西満寿美君)** 今、再質問させていただいたんですけれども、新しい総合法 というのができて、それに基づいているけれども、従来どおりに何とか利用できるという 判断でよろしいんでしょうか。

先ほど要支援1・2については、お金の出どころが一部出ないところがあると、そやけどそれはそれだけの違いやというようなご説明があったかと思うんですが、その部分については町が負担をするということになるんですかということ。

それから、町長は、2月6日の日高新報のこれですが、ここに要支援1・2って書いてないですよ。私も言わなかったと思います。要支援の方が保険適用外となる一部サービス等について対応を考えますと、このように述べておられます。ということは、今回、その介護保険制度が要支援が除かれるという中で適用外となる一部サービス等について、町長が対応を考えますと答えられているわけですから、私は町で見ていくというふうにとったらええんかなと思ったんですが、この記事です。それはもう一回お願いします。

- ○議長(鈴川基次君) 2点について、まず健康推進課長。
- ○健康推進課長(田端進司君) 先ほども言いましたけれども、介護予防給付、これ今までは介護予防給付の中に訪問看護というのと福祉用具等の給付、それから訪問介護、通所介護というのが介護予防給付の中に含まれておりました。それが27年度、美浜町の場合は29年度ですけれども、訪問看護、福祉用具が従来の予防給付事業でそのまま介護予防費から出ますよと。それから、訪問型・通所型介護が訪問型・通所型サービスに移行しますよと。それが総合事業というふうに名前が変わりまして、介護給付ではなくて、総合事業の地域支援事業というようなことでお金が出ますよと。そういうふうに変わったということで、町が負担云々ということではありません。

以上です。

- 〇議長(鈴川基次君) 町長。
- **〇町長(森下誠史君)** 中西議員にお答えいたします。

2月6日付の日高新報というふうな形でお話があったかと思うんですけれども、私自身、 この要支援1・2ということでございますが、なかなか町単独、町独自でということは難 しいのではなかろうかなと、かように思います。

- ○議長(鈴川基次君) もう一回だけ。はい。
- ○10番(中西満寿美君) この29年の移行に向けて、非常に検討する課題が多いという課長のお答えでしたので、1年、2年あるということを考えずに十分な準備をしながら、本当に高齢者というんか介護する人、それから介護を受ける人にとって本当にいいような制度に考えていただきたいということを最後に要望しておきます。
- ○議長(鈴川基次君) じゃ、2点目お願いします。
- ○10番(中西満寿美君) それでは、2項目めにいきます。

2項目めは防災減災対策についてでございます。

昔は、天災は忘れたころにやってくると言われていましたが、昨今のように、大災害に毎年のように見舞われております。阪神大震災後20年間を見ましても、地震だけ取り上げても、2000年には鳥取西部地震がありました。2003年には十勝沖地震、2004年には新潟県の中越大震災、2007年能登半島地震、新潟中越沖地震、2011年には東日本大震災。それからその後、東日本大震災の後は余震が頻発しております。また、台風や集中豪雨による土砂災害、竜巻災害など、かつて経験したことのないと形容のつく災害も毎年のように各地で発生をしております。歴史学者の磯田道史氏は、現在は災後では

なく災間であると述べているように、災害列島日本に住んでいるのだという自覚を常に持 ち、命を守るためのハード、ソフト両面での備えを整え、災害に強い町づくりに取り組ん でいかなければならないと思います。

町長が所信表明で言われたように、津波による犠牲者ゼロを目標に、30年の長期計画、 当面5カ年計画に基づいて、築山や避難タワー、避難路の整備等に取り組んでいく、また 地域防災計画の改訂も行う、このように述べておられますが、こうしたことを前提にして 4点の質問をします。

1点目、御坊市で建設された避難タワーを見て、本町の津波対策は遅いと非難する住民がおります。私は、津波対策を避難タワー建設に集中することに疑問を持っておりましたが、先日、御坊市制施行60周年記念事業の防災講演会で講師の片田敏孝教授が話しておられた。これ私はよう参加しなかったんですけれども、地方紙で講演内容を読んだんですが、そこで少しわかったことがあります。それは、片田教授は避難タワーについて、30年もすれば耐用年数が来る。本来なら一刻も早く逃げなければならない危険な場所に建てるわけで、もしもの場合、周囲が津波の大海原となり、それ以上安全な場所に移動できなくなる。逃げ切れない人には避難タワーが有効だが、基本は高台に向かって逃げてほしい等と述べておられます。避難困難地域への避難タワー建設は非常に大事ですけれども、避難タワーはあくまでも一時的な緊急避難場所であるし、避難タワーができたから安心・安全というわけではないということを考えておいたほうがよいと思います。

また、30年にわたる防災計画とかハザードマップとか地域防災計画、これもつくったからよしとするのではなく、もっと住民のものにしていく必要があるのではないでしょうか。町長は所信表明で、町政懇談会にかわって出前講座等の機会を通じて意見を聞き、住民ニーズに基づいた町づくりに繋げていく、住民に町づくりへの参画を進めると述べておられます。先日、土砂災害のハザードマップが全戸配布されましたが、三尾地区の住民から説明してほしいとの声もありました。町の防災計画等を住民にもっと知ってもらう必要があるのではないでしょうか。住民に周知するためにどのような方法を考えておられますか。

2点目、津波から命を守るためには高台へ逃げよと言われております。ところが、南海トラフ巨大地震や三連動地震では、先に震度6あるいは7の地震の揺れに見舞われます。阪神大震災時、死者8割は家具や家屋の下敷きになったといわれます。まず、地震に備え、家具の固定や耐震補強が大事ではないでしょうか。平成26年の第3回定例会の私の質問に、耐震診断96件、うち85件に補強の必要があったが、工事をしたのは7件と答弁をされております。また、広報紙や説明会で普及を図ると答弁されました。耐震補強は進んでおりますか。

また、耐震シェルターについては、津波の浸水地域では脱出が困難と答弁されました。 しかし、耐震シェルターの評価が上がり、静岡県などでは県や自治体の補助事業として進 められております。耐震シェルターについても研究する価値があるのではないでしょうか。 3点目、平成26年第2回定例会で感震ブレーカーの設置について質問をしましたが、前向きな答弁は得られませんでした。3月8日付の朝日新聞によりますと、政府は、震災時の火災を減らすため、住宅を建てる際に感震ブレーカーの設置を求めることにしたとあります。設置を求める地域として和歌山県も対象となっています。自治体によっては独自の補助制度を設けているところもあります。東日本大震災の出火原因が確認された110件の火災のうち、約65%の71件は電気、通電火災であったそうです。減災対策の一つとして、この感震ブレーカーというものを取り上げる必要があるのではないでしょうか。

4点目、一刻も早く高台へ避難せよといわれますが、家屋やブロック塀が倒壊して道を塞ぎ、通れないということが考えられます。特に道路沿いの廃屋にその危険があります。町の目視による調査によって、町内廃屋が71棟確認されたということです。昨年11月にいわゆる空家対策特措法が成立しまして、今年5月から完全に施行されます。これによりますと、いろいろな条件がありますが、行政代執行も可能になるということです。また、200㎡までの小規模住宅用地の場合、固定資産税が標準課税の6分の1に抑えられるという特例措置も見直されると聞いております。平成26年度の一般会計補正予算に地方創生先行型の交付金で、耐震基準に満たない古家の解体費用の補助として2,250千円が計上されております。町内の空き家状況を調査し、特に道沿いの廃屋について解体を進める必要があると思いますが、どうでしょうか。

以上、お願いします。

〇議長(鈴川基次君) 町長。

〇町長(森下誠史君) 中西議員の2点目、防災減災対策についてお答えいたします。

1点目、町の防災計画、ハザードマップ等を周知する方法でございますが、地域防災計画につきましては、平成21年に作成したものを改訂し、3月に完成する予定となってございます。また、ハザードマップは昨年作成した津波に関するものと、本年1月に作成し、先般配布いたしました土砂災害・洪水に関する2種類がございます。住民への周知方法とのことですが、町政懇談会、出前講座だけではなく、町のホームページにおいても周知しているところでございます。また、三尾地区で土砂災害・洪水ハザードマップについて説明を受けたいとのことですが、これにつきましては、前述にあります教育委員会で実施中の出前講座が有効かと思います。出前講座は職員の持っている知識、ノウハウを住民の方々へ講座を通じてお教えする場となっておりますので、ぜひご利用いただければと、そのように思ってございます。

2点目、家具の固定、住宅の耐震補強についてでございますが、まず住宅耐震化事業の 進捗状況でありますが、今年度、耐震診断7件、耐震補強及び新築設計4件、耐震改修及 び建て替えによる新築住宅3件でございます。26年度から新たに現地建て替えによる新 築住宅が補助対象になったことで、より一層この事業を活用していただきやすくなってお り、既に来年度、現地建て替えによる新築を予定されている方が2名おられると伺ってご ざいます。また、地方創生先行型の古家解体補助をこの事業とあわせて活用していただく ことで、より一層住宅耐震化を促進していけるのではないかと考えております。

次に、家具転倒防止事業につきましては、今年度実績は2件であり、当初の予定より非常に少ない数字となっているのが現状でございます。この数字を踏まえ、来年度からは対象者の年齢制限の引き下げ等、対象予定制限の緩和を行い、より一層活用していただきやすい事業にしていきたいと考えております。

続いて、耐震シェルターにつきまして、現在、町の考えとしましては、前回お話しさせていただいた考えから変わりはございません。ただし、来年度から県の新施策として耐震シェルターの補助事業が始まります。この事業に対する詳細内容については、後日担当者会議が開催されますので、詳細な事業内容を入手次第、広報等を通じて事業の普及啓発に努めてまいりたいと思います。

3点目、感震ブレーカー設置、普及を考えないかにお答えいたします。

この件に関しては、前回お話しさせていただいた内容と同様で、地震による通電火災の対策については私自身も重要であると考えており、その中の1つとして挙げられている感震ブレーカーにつきましても重要なものであると認識してございます。しかし、当町は地震時等に著しく危険な密集市街地に該当していないこと、正式に制度化されていないことからも、今のところ、その購入や設置に対する補助につきましては考えてございません。あくまで、町としましては感震ブレーカーの普及啓発に努めることで、各ご家庭において対応していただきたいと考えております。啓発方法としましては、広報紙の利用、また各地区での出前講座の中において啓発するとともに、火災のため、日高広域消防との相談の上、さまざまな啓発に努めてまいりたいと思います。

4点目、避難を妨げる廃屋の調査と撤去をでございますが、空き家等対策の推進に係る特別措置法につきましては、11月19日に法案が成立し、その一部が2月26日に施行されてございます。この法律は、適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体、または財産を保護することを目的としています。国の動向として指針案がまとめられたところで、市町村への詳細な情報がないのが現状でございます。町としましては、この法については努力義務であることなどから、計画策定などの早急な対応をするのではなく、国、県等の説明会などを通じて詳細な情報を入手するとともに、防災だけのほうではなく、景観等も考慮することから、関係各課の連携のもと、協議、検討してまいります。

〇議長(鈴川基次君) 10番 中西議員。

○10番(中西満寿美君) それでは、再質問をさせていただきます。

まず1点目の、なかなか防災意識をどういうふうに高めていくかということは非常に難しいことだと思うんですが、これも地方紙で見たんですけれども、御坊中央ライオンズクラブが2月7日に、これも選挙中でしたのでよう行かなんだんですけれども、国から公表された南海トラフ巨大地震の新想定で34.4mという数字が示された高知県の黒潮町というんですか、その大西町長が防災講演をやったそうなんです。その中に、この黒潮町、

34.4mですから当町の2倍ですね。それで日本一の津波の町ということ、それを売りにしたんだそうですけれども。その黒潮町の取り組みでおもしろいなと思ったのが、まず、町内に61地区があるが、職員200人を、防災担当だけと違って全職員をいずれかの地域に配置して、それで地域でワークショップを開いたと。それからまた、特に浸水の予想されている班で、班別に避難カルテというのをつくって、そして意識向上を図ったと。こういう取り組みが、時間がありませんのであれですが、書いてあるんですね。

月曜日には防災計画の改訂版というのを説明いただいたんですけれども、膨大なものですね。こんな厚いものですが。なかなかそれを町民に知ってもらうって難しいことだと思いますけれども、身近なところで小さく区切ってやっていく、そういうことが1つ防災意識の高揚を図るということではええんではないかなと思います。それは黒潮町だけがやっているんと違って、例えば本町では浜ノ瀬地区の方々が防災訓練、町の言うた防災訓練だけと違って、夜間にやったりいろんなことをやっておられますが、そういうふうなことも手本にしながら、もうちょっとこの講演会や、今度土曜日にも講演会があるそうですけれども、避難訓練の工夫をしたりということで防災意識の高揚を図っていくということが、ハード面での整備も大事ですけれども、そういうことも大事ではないかと思いますので、ここら辺のあたりも少しご説明をお願いします。

それから、2点目については、家具の転倒防止については対象年齢を引き下げ、対象世帯の制限を緩和するということですが、年齢、それから対象世帯制限の緩和の具体的なことをお願いいたします。

それから、感震ブレーカー、3点目ですけれども、本町は密集市街地ではないということでございますが、昔の漁師町というんですか、三尾地区とか浜ノ瀬地区は非常に狭い路地が入り組んで、木造の住宅が密集している。地区によってそういうところがありますので、そういうところに対しては、通電火災を防ぐ感震ブレーカー、先ほど啓発をしていくと言われましたが、特にそういうところについては重点的にしていくということを考えてはどうかと思いますが、どうでしょうか。

それから、4点目につきましては、目視によって71棟の廃屋があったということですが、71棟あったんやけれども、それが今どうなっているかということ。その後の調査は進んでいるのかということ。それから、いろんな法律やいろんな制度を利用して廃屋の解体というのを進めていただきたいんですが、まず調査だと思いますので、71棟の廃屋というのは一体どうなったのか、一体それでどこにそれがあるんか、こういうことを調査しておりましたら教えていただきたいと思います。

〇議長(鈴川基次君) 町長。

〇町長(森下誠史君) まず、1点目の防災意識の高揚というか向上ということかと思うんですけれども、これにつきまして、やはり自主防災会等々もございます。そして、先ほど私自身、ご答弁もさせていただきましたとおり、いろんな出前講座等々もございます。そういった形の中でぜひともまたやっていっていただきたいなと、このように思います。

また、ハザードマップということでございますが、これなんかも、よくいわれるハザードマップがイコール安心マップにならないような形で、もちろん多くの人がそうだと思うんですけれども、自助、共助、公助というような形の順も追いながら今後も取り組んでいきますし、また多くの人にもその方向で取り組んでいっていただきたいなと、このように思います。

それと、3点目の感震ブレーカーということでございますが、これについても、いい面と、そして逆に悪い面、この長と短というようなことがあるのではなかろうかなと、現在思ってございます。通電火災ということもそうなんですけれども、これもどれが今一番いいのかって私はベストはわからないですけれども、ただ、やはり避難の場合はブレーカーを落としていくというふうな形の避難訓練も含めた中でやっていくということが一番、避難訓練に関しましても大事なことではなかろうかなと、このように思います。ただ、この感震ブレーカーが全く悪いんではなくて、やはり多かれ少なかれ問題は現時点ではあるのではなかろうかなと、このように思っておる次第でございます。その1点目が、やはり密集地の中で、また電気が来た中で通電火災というケースもありますけれども、その前に、やはり多くの人が避難ということでいえば、こういった避難訓練を含めた中で改めてブレーカーを切って、そして避難していただくということが第一義ではなかろうかなと、このように思います。

- ○議長(鈴川基次君) 防災企画課長。あと2と4。
- **〇防災企画課長(阪本浩平君)** 中西議員にお答えします。

まず2点目の家具転倒防止金具の設置状況なんですけれども、昨年2件ということで、この事業、当初は相当多くの方がご利用された経過もあるんですが、ここ二、三年の間にはやはり利用される方が少ないと。そういう中で、来年度、27年度につきましては、今は65歳の方が生計を立てられている家屋、また障害関係のお持ちの方のみの家屋というような形で、そういった縛りがございます。それを具体的に、中西議員の質問にありますように何歳に下げるとか、どういう緩和をするのかというのは今現在まだ決めかねておりますけれども、この4月以降の予算執行に当たりまして、その間に、どの程度まで規制を下げるのかを検討していきたいなと考えております。

それと、4番目の廃屋の調査につきましては、一昨年、総務政策課のほうで職員を各地 区に回らせまして目視による検査を行いました。それで、議員おっしゃるように、71件 の廃屋というものを確認はしておりますけれども、その後その物件がどういう状況になっ ているかという追跡調査については行っていないのが実情であります。

それと、3番、先ほど町長の申しました感震ブレーカーについてなんですけれども、前回議員さんがご質問になったときに、通電火災の予防の一つということでの意見の中で、 夜間に地震が起こったときに避難の準備ができない、避難の開始が遅れるということで僕、 お話させていただいたかと思うんですけれども、あくまで当町としたら、住民全員が地震 の後すぐに避難をせざるを得んような町だと思います。そのときのことを考えれば、感震

ブレーカーを前面に出す啓発というよりも、通電火災に関する予防措置の一つとして感震 ブレーカーのことも広報的にしていくべきではないのかなとは考えております。 以上です。

- 〇議長(鈴川基次君) 中西議員。
- ○10番(中西満寿美君) それでは、もう一回お願いします。

1点目に関連してですけれども、避難訓練というのは毎年1回、休みにやるとか、時間 決めてやるということで3.11後もやってきているんですけれども、やっぱりそれをも うちょっと工夫して、前は町長、工夫すると言われたんですけれども、毎年同じようにな っているんで、ぜひ27年度はちょっと工夫していただきたいなと思います。というのは、 ある人から、防災訓練で、逃げるということだけと違うて、避難所の運営ということをや ったと。そういうこと良かったよという声も聞いたんです。だから、そういう単に逃げる だけと違うて、逃げた後、またいろんなことを組み合わせながら、防災意識の高揚に繋が るような、そういうふうな取り組みを考えてもらいたいと思います。

それから、ぜひ、わずか家具の固定が2件だったんですから、もっとほんまに増えるように、検討中だそうですけれども、できるだけたくさんの人が固定をするようにということをお願いしておきます。

それから、4点目の、その後調査をしていないと。これは大変なというか、地震が物すごい来ると言うてる中で、すぐ倒れるような家が71棟もあると。これ解体も進んでいるかと思うんですけれども、これもっと本当に調べて、道の端にあるのはもうすぐに解体、いろんな法律とかを使って解体していくと、こういうことをやっていかなあかんのと違うんかなと思いますが、これについてお願いします。

〇議長(鈴川基次君) 町長。

〇町長(森下誠史君) まず1点目の避難訓練ということでございますが、昨年も少し変えまして、真夏から秋というような形でさせていただいたかと思います。また、避難所の中というような形のお話もあったかと思うんですけれども、そういった形に関しましても今後ともいろんな形で考えていくのとともに、でき得れば、各自主防災会のほうでもいろんな形でされているかと思うんですけれども、この避難訓練のときにもそういったことも加味していただけたらありがたいなと、このように思います。

家具転倒防止金具ということでございますが、これにつきまして、平成27年度からでございますが、さらに使い勝手、使用しやすいような、申請しやすいような形で考えてまいりたいなと、このように思ってございます。

それと、廃屋等々につきましても、なかなかやはり私有権、所有権ということがございますが、その辺も含めて今後とも検討してまいりたいなと、このように思います。

- ○議長(鈴川基次君) 次、3点目の質問お願いします。
- **〇10番(中西満寿美君)** それでは、3点目にいかせてもらいます。

昨年秋、共産党の美浜支部が実施しました町政アンケートの回答の中に、「町職員の教

育をし直すこと。挨拶、対応など他町村に比べ一番悪いような気がする」と書かれているのがありました。私は、電話の応対も大分改善されたし、期日前投票に行った人や確定申告に来た人から、職員の親切な態度に嬉しかったという感想を聞いていましたから、このアンケートの回答に驚いたんです。そこで、どんな人かと見ますと、もちろん匿名ですが、アンケートの回答者は70代の男性となっておりました。高齢になりますと耳が遠くなり、早口で説明されると聞き取りにくいです。また、若い人のように一回説明を聞いたらそこでわかる、そういうことも少なくなってきております。本町では高齢化はますます進んで、高齢者が増えていきます。そこで、そういう高齢者の、相手の立場に立った対応、これがなかったからこういうふうな感想が出てきたんではないかなと私は思いました。だから、相手の立場を考えた対応、これが必要ではないかと思います。

それから、中央公民館前で月3回ぐらい、子どもたちの登校の見守り活動に参加しておりますが、元気で子どもたちが「おはよう」と挨拶を交わす。これは非常に気持ちがいいです。ところが、大人の中には全く無言、無表情で通り過ぎる人が多くおりまして、残念に思っております。

町長は所信表明で、町民の皆様と行政が共同体のような関係になれば充実した地域づくりが可能となると、みんなでつくる町づくりを提唱されています。そのためにも、職員の住民への対応、挨拶など、改善に取り組み、住民が行きやすいというか、入りやすい役場、明るい元気な役場にしていくことが大事ではないでしょうか。

〇議長(鈴川基次君) 町長。

〇町長(森下誠史君) 中西議員の3点目、職員の住民への対応についてお答えいたします。

相手の立場に立った対応と挨拶の励行を求め、どう改善していくかでございますが、私が町長に就任して以来、職員には元気よく挨拶、丁寧な応対を口を酸っぱくして言い続けてきたつもりでございます。 2月の町長選挙の際に住民の皆さんとお話しする中でも、職員の対応も随分よくなったというようなお声も耳にしたところでございまして、少しずつ成果が出ているという認識を持ってございます。

アンケートの回答に、職員の対応がほかの町村と比べ一番悪い気がするというような声があったことは、私としては大変心外でありますが、さらに改善を目指して、今後も継続して職員には言い続けていきたいと思ってございます。確かに高齢者の方には、つい大声で説明することもあると思いますし、それが隣で見ていた人には何か怒られているように映ったというケースもあったのかもしれませんが、そういう場合もできるだけソフトな対応を心がけたいと思います。議員がおっしゃるように、住民が行きやすい役場、明るい元気な役場が一番大切でございます。次回のアンケートの際には、ご期待に添えられるよう努力してまいりたいと考えてございます。

〇議長(鈴川基次君) 中西議員。

〇10番(中西満寿美君) こういうアンケートを見まして私もびっくりしまして、何人

かの人に、美浜町の役場はどうですか、職員どうですかって聞いたんです。そしたら、中には、職員どうでもええけど、とにかく仕事やってくれたらええんやというようなことを言う人もありましたけれども、やっぱり同じ仕事をやるにしても、愛想というか、そういうものも必要ではないかと思います。また、中には、死亡届を持ってきて、それは職員の方が配慮してくれたかと思うんですけれども、税金はどうするんかとか介護保険料はどうするんかとか聞いたというんですね。何回も役場へ来んようにという配慮であったかと思うんですが、身内が亡くなって非常にショックを受けているときにそういうことを聞かれたというて怒っている人もいてましたので、やはりいろんな立場で、8,000人近くいてる町民って大変いろいろいてると思いますけれども、職員の方も大変だと思いますが、町民の人は職員というのを割と知っているんですね。それで、挨拶もせんと、役場でと違うんですよ、会うたときに挨拶もせんとかというような感じを持つ人もありますので。私も、議員としては、とにかく知らん人でも頭を下げるということをせえと言われてしていますけれども、職員の方はそこまではせんでええと思いますけれども、そういうふうに、町長、またぜひそういうことを言われないように改善を図っていただけたらと思います。

- ○議長(鈴川基次君) これ最後の質問でいいですか。
- 〇10番(中西満寿美君) はい。
- 〇議長(鈴川基次君) 町長。
- **〇町長(森下誠史君**) 中西議員にお答えいたします。

今の死亡届等々の場合、恐らくという言葉で大変申しわけないんですけれども、多くは、後日、こういった形でございますので、また役場のほうへ来庁してくださいというような形でお話あったかと思うんですけれども、その辺について、少し言葉を控えさせていただきたいなと思います。

それと、もう1点、中西議員がおっしゃったいろんな住民の方がおられます。そして、 中西議員が言われたように、もしそういったお声があれば、またぜひとも、アンケートに かかわらず、いろんな形で町のほうへそういったご連絡、情報ということでいただけたら、 よりよい町づくりの一つになろうかと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○議長(鈴川基次君) 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

午後二時四十六分散会

再開は、あす19日午前9時です。